⑷　評価項目　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑸　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、提案書が所定の枚数を超えている場合は評価指標の「不適格」とする。なお枚数は提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み、評価項目①はＡ４片面２枚以内、評価項目②～④ごとにＡ４片面３枚以内、全体でＡ４片面11枚以内とし、枚数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不適格」とする。

また、評価項目②～④に関する提案は、それぞれ最大３提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不適格」とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは評価しない。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て評価しない。

【複数提案とみなす例】
技術提案：○○による品質管理
実施方法等：●●を設置する。
▲▲を実施する。
■■を配置する。

※それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

共通注意事項

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は評価しない。

・技術提案が求めた内容に合致していない。又は、提案内容が不適切である。
・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合
・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合
・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合
・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。

・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合
・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

①　管理体制・手法　同時に複数箇所の支承取替、支承補強、下部工耐震補強を適正に実施するための施工体制及び、個別契約で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を、後続の個別契約に伝承・反映するための施工体制について期待できる効果も含めて記述

注）管理担当者（品質管理、安全管理等）を選任配置する提案は、他の提案より優位に評価しない。

②　品質管理⑴　既設構造物に対する支承取替、支承補強の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述

③　品質管理⑵　既設構造物に対する下部工耐震補強の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述

注）コンクートの配合変更又は添加剤の追加等を伴う、材料自体の変更についての技術提案は認めない。

④　環境対策　現場作業における騒音・振動に関して周辺環境に配慮すべき項目・対策について、期待できる効果を含めて記述

技術提案評価項目毎に次の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価する。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

良上：「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

良：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

良下：「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

可：標設計図書、共通仕様書、施工管理要領等による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

不適格：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。所定の枚数、提案数を超えているもの。

⑹　評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可／不適格を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

①　管理体制・手法　同時に複数箇所の支承取替、支承補強、下部工耐震補強を適正に実施するための施工体制及び、個別契約で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を、後続の個別契約に伝承・反映するための施工体制について期待できる効果も含めて記述

・技術評価点(40点)　優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点・不適格

②　品質管理⑴　既設構造物に対する支承取替、支承補強の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述

・技術評価点(20点)　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

③　品質管理⑵　既設構造物に対する下部工耐震補強の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述

・技術評価点(20点)　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

④　環境対策　現場作業における騒音・振動に関して周辺環境に配慮すべき項目・対策について、期待できる効果を含めて記述

・技術評価点(20点)　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

⑺　入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、標準案による満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定する。

なお、評価項目に１つでも不適格があれば選定しない。

⑻　落札者の決定方法　競争参加申請者に技術提案を提出させ、技術提案中の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

②　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
((Ｐ／Ｌ×100)－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

③　総合評価点：技術評価点×0.5＋価格評価点×0.5

⑼　上記⑻において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。